

## 東部地域広域水道企業団水道施設運転管理業務委託プロポーザル方式実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水道施設運転管理業務委託（以下「本業務」という。）について、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、より一層の経営効率の向上を図るため、最も適した者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により透明性及び公平性を確保しながら特定したうえで、その者に業務を委託するために必要な手続等について定めるものである。

### (本業務の概要)

第2条 本業務の概要は次のとおりである。

(1) 業務名

水道施設運転管理業務委託

(2) 業務場所

百蔵浄水場 大月市七保町下和田 2 2 2 5 - 5

上野原浄水場 上野原市上野原 3 4 0 5

その他水道施設

(3) 委託期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(4) 予定価格

1,070,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

### (施設等の概要)

第3条 別紙1「一般平面図」及び別紙2「施設一覧表」に示す取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等（以下、これらを総称して「水道施設」という。）の運転管理を行うものである。

### (業務委託内容)

第4条 本業務の範囲は、次のとおりである。

(1) 運転業務

ア 水道施設の設備機器の運転制御

イ 水道施設の監視及び記録

ウ 水道施設の巡視点検

エ 水道施設の故障・緊急時の対応

オ その他業務上必要な諸作業

(2) 保守点検業務

ア 水道施設の機械設備点検（調整及び交換）

イ 水道施設の電気設備点検（調整及び交換）

高圧受変電設備の法定点検

動力受電設備の点検

- ウ 水道施設の計装設備点検（調整及び交換）
- エ 水道施設の簡易な補修及び小塗装
- オ 消防設備の法定点検
- カ 着水井、沈殿池、浄水池、配水池、ポンプ場など水槽の点検・清掃
- キ アからカまでの結果記録並びに報告書作成
- ク その他業務上必要な諸作業

(3) 水質管理業務

- ア 浄水場の運転管理上で必要な通常的な水質検査及び管理
- イ 法令に定める年1回の検査及び月1回行う水質検査
- ウ 毎日指定された末端給水栓について行う「色度及び濁度並びに残留塩素濃度」の検査
- エ 臨機の措置及び緊急対応
- オ 検査結果の記録及び報告書作成

(4) 外部委託業務

- ア 保守点検に関する外部委託業務
- イ 上記の記録及び報告書作成

(5) 環境整備業務

- ア 水道施設範囲内の外構・植栽等の環境整備
- イ 水道施設範囲内の清掃及び整理・整頓
- ウ 上記の記録及び報告書作成

(6) 物品等調達管理業務

- ア 水道施設の運転に必要な薬品、電力、消耗品の調達及び管理
- イ 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
- ウ 上記の記録及び報告書作成
- エ 薬品、電力調達に関する費用清算

(7) その他

- ア 夜間・土日祭日における電話・来客者の対応
- イ 土日祭日における漏水等通報時の対応者への連絡及び災害緊急通報時における職員への連絡
- ウ 水道施設の保安

(プロポーザルの評価機関)

第5条 東部地域広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、本業務のプロポーザルによる受託候補事業者の特定を厳正かつ公平に行うため、東部地域広域水道企業団水道施設運転管理業務委託プロポーザル方式受託候補事業者特定審査委員会（以下「特定審査委員会」という。）を設置する。

2 特定審査委員会の組織、運営等については別に定める東部地域広域水道企業団水道施設運転管理業務委託プロポーザル方式受託候補事業者特定審査委員会設置要綱（平成30年7月2日告示第15号）によるものとする。

3 特定審査委員会の審査期間は、東部地域広域水道企業団水道施設運転管理業務委託受託事業者（以下「受託事業者」という。）を決定した後、当該業務委託契約を締結し、受託事業者が業務を開始した時点までとする。

（事業者選定方法および選定スケジュール）

第6条 受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。また受託事業者選定スケジュールは、次のとおりである。

番号	内 容	日 付
1	募集の公告	平成30年7月2日
2	参加資格審査申請書提出期間	平成30年7月9日～平成30年7月20日
3	参加資格審査結果通知	平成30年7月26日
4	現地見学会	平成30年7月31日
5	資料閲覧	平成30年8月1日～平成30年8月10日
6	質問書受付	平成30年8月20日～平成30年8月29日
7	質問書回答	平成30年8月31日
8	技術提案書受付	平成30年9月5日～平成30年9月14日
9	プレゼンテーション・ヒアリング開催	平成30年9月20日
10	最優秀提案者の決定及び審査結果通知	平成30年9月28日
11	最優秀提案者との契約協議	平成30年10月
12	業務委託契約	平成31年4月

（プロポーザル参加事業者に関する条件）

第7条 プロポーザル参加事業者に関する条件は、次のとおりである。

(1) この募集に参加するために必要な資格は、次の条件を満たす者とする。

ア 公告の日以降において、東部地域広域水道企業団及び大月市、上野原市の指名停止を受けていないこと。

イ 公告の日以降において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この募集に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。

エ 平成29・30年度東部地域広域水道企業団物品提供等入札参加有資格者名簿に登載されている者。ただし未登載の者においては、平成30年7月20日までに登載手続を完了すること。

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または法人であってその役員が暴力団員でないこと。

カ 過去10年以内に、河川表流水を原水とし、凝集沈でん処理及び急速ろ過処理を行う現有施設能力15,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、水処理施設に係る運転管理業務を5年以上元請と

して実施した実績を有すること。

キ 応募者は、単独企業とする。

(2) 参加の取り消しおよび失格は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 前号の参加資格のいずれかを欠くこととなった場合。

イ 提出期限内に、技術提案書が提出されなかった場合。

ウ 技術提案書に虚偽の記載があった場合。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(プロポーザル参加に関する留意事項)

第8条 プロポーザル参加に関する留意事項は、次のとおりである。

(1) 実施要綱等の承諾

参加事業者は、参加資格審査申請書の提出をもって実施要綱等の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に際し、プロポーザルに係る費用は、すべて参加事業者負担とする。

(3) 著作権

実施要綱等に基づき提出される書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本企業団は業務の範囲において公表する場合、その他必要と認める場合には、実施要綱等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、原則として変更できないものとし、また、返却しないものとする。また、技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国内の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、原則として技術提案者が負う。

(5) 技術提案書等の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合、提出された技術提案書等は無効とする。

ア 参加資格を取り消された場合

イ 提出書類に記名押印のない場合

ウ 一つの参加者が複数の提案を行った場合

エ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出される場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 著しく信義に反する行為があった場合

(6) その他

実施要綱等に定めるもののほか、当該プロポーザルに当たって必要な事項が生じた場合には参加事業者に通知する。

(プロポーザルに関する手続き等)

第9条 プロポーザルに関する手続きを次のとおり実施するものとする。

(1) 参加資格審査申請書の提出

参加資格審査申請書の提出は次のとおりである。

ア 期間 平成30年7月9日から平成30年7月20日 午後5時まで

イ 提出書類

(ア) プロポーザル方式参加申込書(様式1号)

(イ) プロポーザル参加要件資料(様式2号)

ウ 提出部数 1部

エ 提出先 東部地域広域水道企業団 総務担当

オ 提出方法 持参(郵便、FAX、電子メール等による提出は認めない)

カ 参加資格審査申請書提出に関する質問については、個別に対応する。

(2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果については、平成30年7月26日午後5時までに電子メールまたはFAXで連絡をし、後日プロポーザル方式参加資格審査結果通知書(様式第3号)を郵送するものである。尚、参加資格を有する者には技術提案書作成要領、仕様書、及び業務要求水準書を同封する。

(3) 現地見学会

当該プロポーザル参加資格を有する者を対象に現地見学会を次のとおり開催する。

ア 期間 平成30年7月31日

イ 時間 午後1時から

ウ 場所 東部地域広域水道企業団 大会議室

山梨県大月市七保町下和田415

エ 見学場所への交通手段は参加者にて用意すること。

(4) 資料閲覧

当該プロポーザル参加資格を有する者を対象に資料閲覧を次のとおり実施する。

ア 期間 平成30年8月1日から平成30年8月10日(土休日を除く)

イ 閲覧時間 午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場所 東部地域広域水道企業団 窓口

山梨県大月市七保町下和田415

エ 資料の貸出しは行わない。資料閲覧に際しては、事前に連絡し、日程調整等を行うこととする。

(5) 質問及び回答

技術提案書等に関する質問および回答は、次のとおり実施する。

ア 質問方法

質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、必ず質問書(別途指定様式)を、電子メールに添付して送信すること。質問書のファイル様式はMS-Excel(Ver.2016以前)を基本とする。これ以外の方法(持参、電話、ファックス、郵送、口頭等)は認めない。なお、代表者メールアドレスは、添付ファイルに1つ記載すること。

イ 受付期間

平成30年8月20日から平成30年8月29日

なお、最終日の平成30年8月29日は午後4時を締め切りとする。

ウ 送付先

東部地域広域水道企業団メールアドレス kigyoudan-19206@city.otsuki.lg.jp

エ 回答方法

平成30年8月31日までに、参加事業者全員に電子メール等で回答する。

(6) 技術提案書の提出

プロポーザル参加事業者は、次により技術提案書等を提出すること。なお、提出書類は別途技術提案書作成要領によるものとする。

ア 受付期間

平成30年9月5日から平成30年9月14日

上記期間のうち、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出方法

持参とし、郵送、ファックスおよびEメール等による提出は認めない。

ウ 提出先

東部地域広域水道企業団 総務担当 山梨県大月市七保町下和田415

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーションおよびヒアリングは、技術提案書を提出した事業者に対して実施する。詳細については、別途技術提案書作成要領によるものとする。

(技術提案書等の審査及び評価基準)

第10条 特定審査委員会は、参加事業者から提出された技術提案書等を水道施設運転管理業務委託プロポーザル審査基準に基づき審査する。

2 プロポーザルの評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準として評価する。

(技術提案書等の審査及び報告)

第11条 特定審査委員会は、審査を行ったプロポーザルのうち、総合評価において最も得点の高い参加事業者を受託候補事業者として特定する。

2 前項の総合評価において最も得点の高い参加事業者が2者以上あるときは、当該者の中から次の順位で当該項目の得点の最も高い者を受託候補事業者として特定する。

- (1) 業務計画
- (2) 運転管理業務
- (3) 保守管理業務
- (4) 見積金額

3 特定審査委員会は、プロポーザルの審査結果を企業長に報告する。

(受託事業者の決定及び通知)

第12条 企業長は、特定審査委員会から報告された審査結果に基づき受託事業者を決定する。

2 企業長は、受託事業者に決定した参加事業者に対し、速やかにプロポーザル特定結

果通知書（様式第4号）により受託事業者に決定された旨を通知する。

（非決定結果の通知）

第13条 企業長は、受託事業者に決定されなかった参加事業者に対し、速やかにプロポーザル非特定結果通知書（様式第5号）により決定されなかった旨を参加事業者に通知する。

（非決定理由の説明）

第14条 企業長は、非決定とされた参加事業者から非決定の理由について説明を要求された場合にも、これを行わない。

（委託契約）

第15条 企業長は、東部地域広域水道企業団長期継続契約に関する規則（（平成22年7月26日規則第1号））に基づき、受託事業者に決定した者と業務委託契約を締結する。

- 2 業務委託の条件等は、受託事業者と協議のうえ、企業長が別に定めるものとする。
- 3 受託事業者は、円滑に業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- 4 委託業務開始までの準備期間における受託事業者の責任と準備期間終了後における業務委託契約締結に関する保証等については、プロポーザルによる受託事業者決定後、企業長と受託事業者との間で協議を行う事とする。

（プロポーザルに瑕疵がある場合）

第16条 プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について特定審査委員会で審議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定を行う。

- 2 特定審査委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができるものとする。
- 3 企業長は、参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、受託事業者の特定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

（失格条件）

第17条 参加事業者及び受託事業者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は受託事業者の決定を取り消す。

- (1) 委託契約以前に指名停止となった場合
- (2) 第7条第1号に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなった場合
- (3) 技術提案書等の作成に係る不正行為が認められた場合

（次順位者の繰上げ）

第18条 企業長は、受託事業者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

(事務の委任)

第19条 企業長は、プロポーザルに係る一切の事務について、事務局長に委任することができる。

(事務局)

第20条 プロポーザルにおける参加事業者等との連絡調整に係る事務局は、総務担当に置く。

(プロポーザルの公表)

第21条 東部地域広域水道企業団水道施設運転管理業務委託のプロポーザルを行うことを公表する。

2 前項の公表は、東部地域広域水道企業団公告式条例(平成5年3月8日条例第1号)第2条別表による掲示場への掲示する方法により行う。

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、平成31年4月1日限りその効力を失う。